兵庫県

自動車運転再開支援

パンフレット ver.1

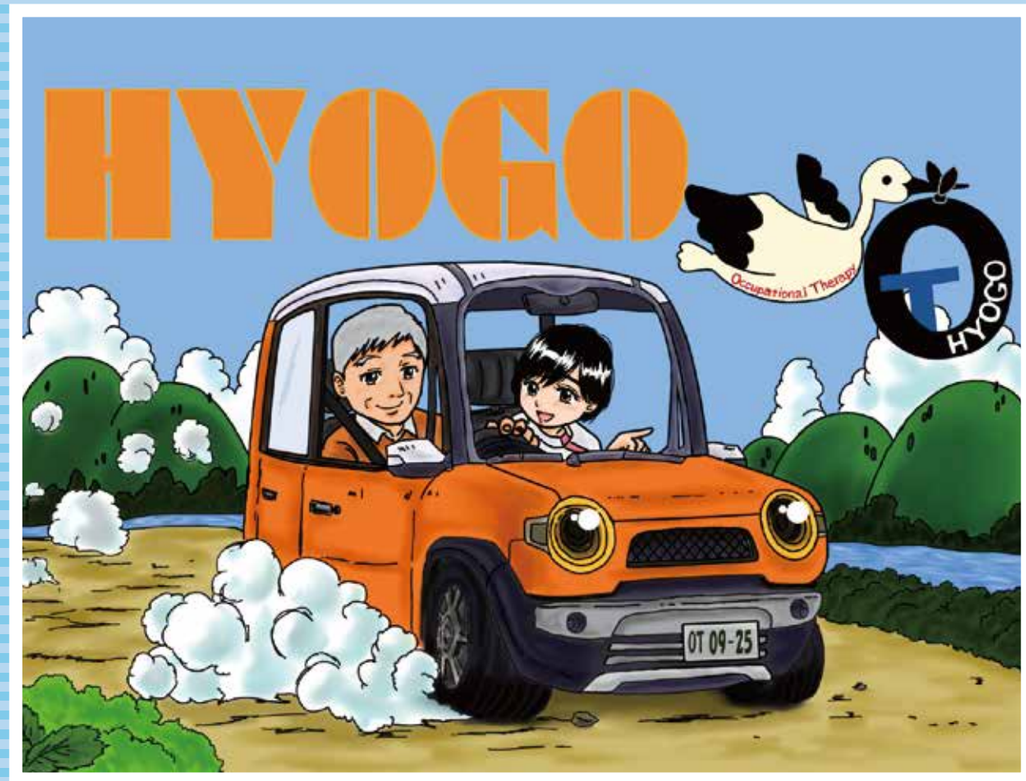

一般社団法人 兵庫県作業療法士会
自動車運転支援委員会

目　次

1　はじめに …… P3

2　自動車運転に関する法律など …… P4

3　病気やケガの影響 …… P8

4　運転再開の流れ …… P11

5　実車前評価 …… P12
（面接・身体機能・高次脳機能・停止車両評価）

6　実車評価 …… P13

7　運転免許証自主返納 …… P14

8　車以外の移動手段 …… P14

1 はじめに

「運転がしたい！」その気持ちに応えるために、私たち兵庫県作業療法士会は、自動車運転再開に関するパンフレットを作成しました。

このパンフレットは病気やケガ※により身体障害や精神・高次脳機能障害などを持たれた方を対象にしています。

※脳卒中や外傷など

運転再開には必要な運転能力の確認や再開までの手続き、交通社会のルールの理解が求められます。

運転再開を希望しても、必ずしも運転ができるとは限りません。
最終的な判断は運転免許センター（公安委員会）が行うことをご理解ください。

運転再開を検討する場合は、ご家族やかかりつけの医師や作業療法士を含む医療・福祉関係者と十分に話し合いを重ねてください。

本パンフレットが運転再開を望まれる方々の一助になれば幸いです。

運転再開の手続きやご相談は、以下にお問い合わせください。

お問い合せ先

安全運転相談窓口
<一定の病気についての相談>

運転免許課講習係
<安全運転相談担当>

受付日時　<平日>午前9時～午後0時
午後1時～午後5時

代表電話番号　078-912-1628

内線番号　322,324,325,
327,333

運転適性相談窓口
<身体の状態確認のための機械検査相談>

明石運転免許更新センター
<適性相談担当>

受付日時　<平日>午後1時～4時
検査時間約40分 受付順
最終受付午後3時

代表電話番号　078-912-1628

内線番号　377

このパンフレットは、兵庫県警察本部交通部運転免許課にご協力をいただいて作成しました。

2 自動車運転に関する法律など

道路交通法では交通の安全を図るために様々な規定があります。

❶ 安全運転の義務について

「何人も過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と規定されています。

❷ 一定の症状を呈する病気等について

一定の病気等により自動車運転に支障のある方は免許の効力の停止や取り消しになる場合があると規定されています。

一定の病気の方が運転を再開したい場合（免許取得、更新も同様）は運転免許センター等で適性相談や臨時適性検査を受け、安全運転に支障がないかを判断してもらう必要があります。

一定の病気にかかっている方であっても自動車等の運転に支障を及ぼす恐れのある症状※がなければ上記のような行政処分の対象とはなりません。

※自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断または操作のいずれかに関連する能力を欠くことになるおそれのある症状。

一定の病気とは

安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気。

❶ 統合失調症
❷ てんかん
❸ 再発性の失神
❹ 無自覚性の低血糖症
❺ そううつ病
❻ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
❼ その他精神障害
❽ 脳卒中（脳梗塞・脳出血・くも膜下出血・一過性脳虚血発作等）
❾ 認知症
❿ アルコール中毒

※脳腫瘍、頭部外傷後遺症等は❾認知症に含まれます。

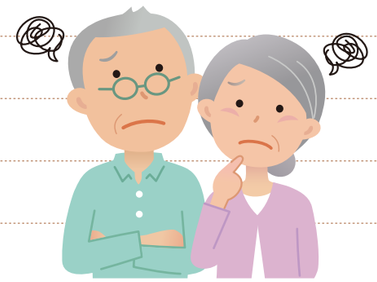

●病気や障害の程度は個人差が大きいため、病名や障害名だけで運転の可否を判断されるわけではなく、個別に判断されます。

ただし、認知症に関しては、診断が確定した時点で免許の保留や停止、取り消しの対象となります。

●免許更新時に提出する「質問票」で虚偽の申告をした場合、

「1年以下の懲役又は３０万円以下の罰金刑」を受けること、重大事故を起こした場合、危険運転致死罪に問われることがあります。

各病気の判断基準

てんかん

運転に支障が生じるおそれのある発作が2年間ないことが条件。

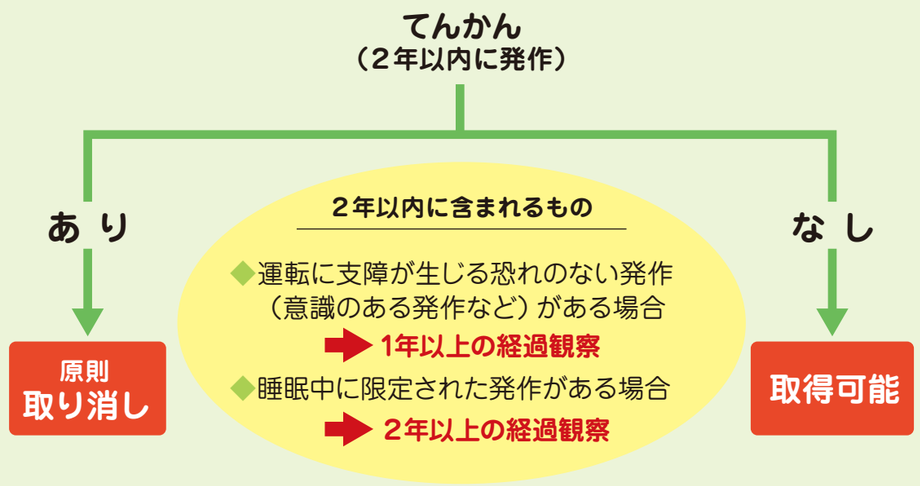

認知症

アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭葉型認知症、レビー小体型認知症と診断された方は免許の取り消し・拒否の対象となります。

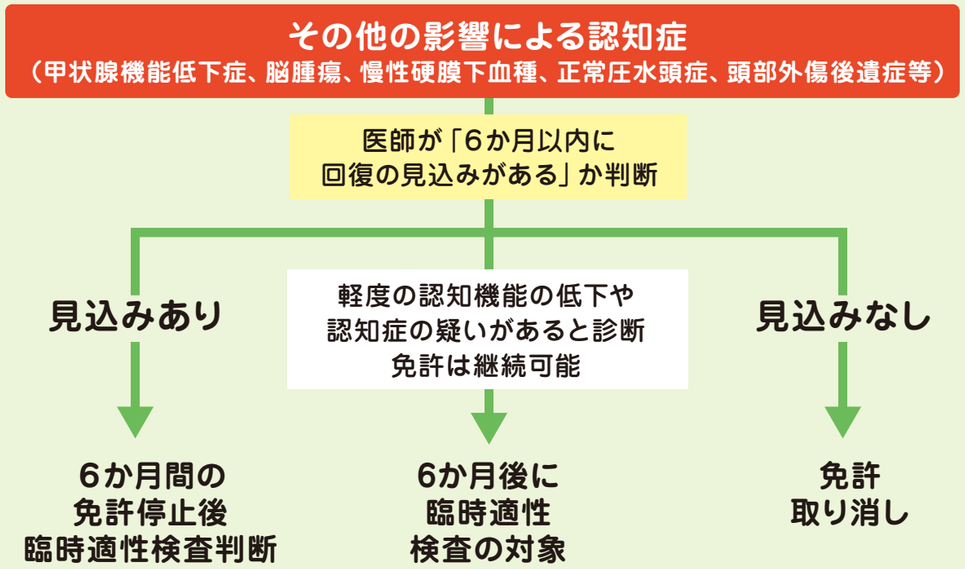

免許取り消し・停止について

一定の病気に該当する方が運転免許試験場で運転不可と判断された場合、免許は状況に応じて6か月以下の停止（保留）か取り消し（拒否）と処分され運転はできません。

取り消しから**3年以内**に症状が改善されれば、技能試験および学科試験が免除され、再取得の手続き（医師の診断書と臨時適性検査）ができます。そこで運転可能と判断されれば運転が再開できます。

免許の期限切れ手続きについて

病気入院などやむを得ない理由のため更新手続きをできなかった方（免許失効）は、期限切れ手続き（特別新規申請）を受けることで免許を再取得できます。

※詳しくは運転免許試験場でご相談ください。

上位免許 第一種普通車免許取得に必要な身体能力について

視　　力	両眼で0.7以上　片眼で0.3以上 片眼が0.3未満の場合は他眼の視力が0.7以上 視野が左右150度以上
色彩識別能力	赤色、青色及び黄色の識別ができること
聴　　力	日常の会話を聴取できること 10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること（補聴器使用可）
運動能力	自動車等の安全な運転に必要な認知、またはハンドルその他の装置を随意的に操作できるなど、自動車の運転に支障を及ぼす身体障害がないこと、障害のある場合は補助手段を講ずることにより支障がないこと。

「道路交通法施行規則第23条」より

3 病気やケガの影響

脳損傷（脳血管、頭部外傷、脳腫瘍）後に出現する可能性のある自動車運転に影響を及ぼす症状について①

① てんかん

- 意識を失う
- 手足の痙攣や脱力
- 激しい頭痛

② 視覚障害

- 視覚がぼやける
- 物が二重に見える
- 視野が狭くなる
- 右（左）半分が見えにくい

① 運動麻痺

- 手足が動かしにくくなり、ハンドル操作やアクセル、ブレーキ操作が上手くできない。

④ 感覚障害

- 手足の感覚が鈍くなり、ウインカーの操作やアクセル、ブレーキを踏む感覚がわからない。

脳損傷（脳血管、頭部外傷、脳腫瘍）後に出現する可能性のある自動車運転に影響を及ぼす症状について②

⑤ 高次脳機能障害

怪我や病気によって脳に損傷を負い、日常生活や社会生活を送る上で、状況に合わせた適切な行動をとることができなくなる場合があります。運転中に起こりやすい各障害の特徴を以下に示しています。

● 注意障害

集中が続きにくい、同時に2つの事ができない、会話をしながら運転ができない、安全確認ができない、歩行者や信号、標識を見落とす。

● 失語

言葉の理解や話すことができないと、トラブルが起きたときに状況説明できない。また、道路標識や指示が理解できない。

● 遂行機能障害

行き先までの道のりを計画して、実行することができない。人に指示してもらわないと何もできない。約束の時間に間に合わない。

● 易疲労性

運転すると疲れやすく、長時間の運転ができない。

脳損傷（脳血管、頭部外傷、脳腫瘍）後に出現する可能性のある自動車運転に影響を及ぼす症状について③

● 視空間認知障害

空間や形を正確に捉えられない、左もしくは右半分の空間が認識できない。センターラインを越える、左もしくは右側にぶつかりやすくなる。

● 見当識障害

時間や場所が分からなくなる、道に迷う、現在地や方向が分からなくなる。

● 社会的行動障害

行動や感情のコントロールができず、不愉快なことがあると運転が乱暴になってしまう。

● 病識欠如

自分自身の障害について気が付きにくく、自分では「運転は問題ない。」と思い、病気の前と同じだと思って運転する。

● 失行

運転に関係する操作が、分からなくなる。

4 自動車運転再開の流れ

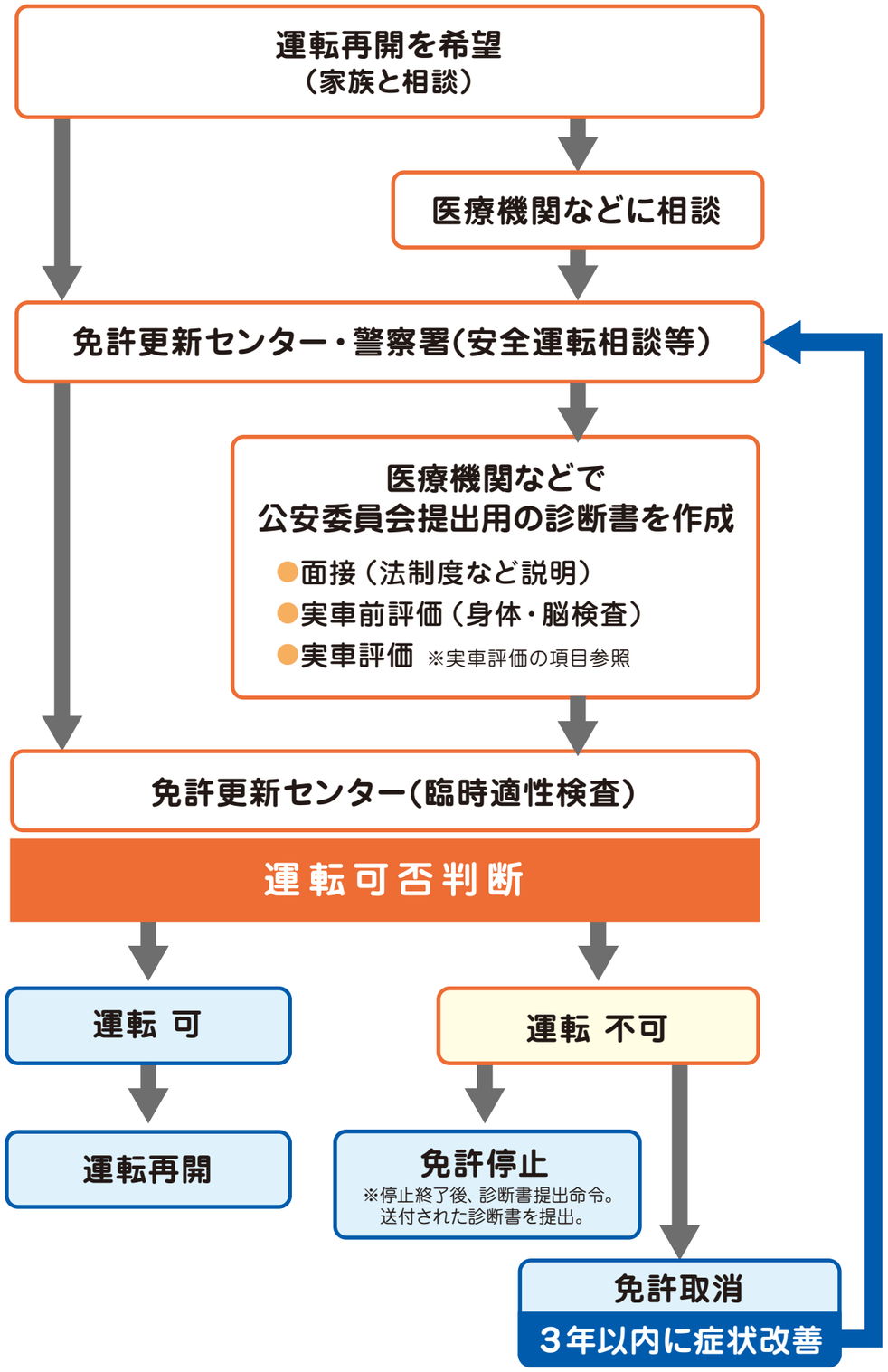

5 実車前評価

面 接

情報収集・法制度や運転再開までの流れ・評価などを説明する。

- 法制度
- 医療機関などの役割説明
  （支援流れ・費用・診断書作成）
- 運転歴
- 免許の種類と更新時期
- 運転目的・運転時間・距離
- 運転環境（車種・運転状況）
- 代替え手段（公共交通機関・家族などの支援）
- 服薬状況

身体機能

- 麻痺・痙性・感覚障害・失調症・視力・視野など
- 運転操作（停止車両評価）・乗降・ハンドル・アクセル・ブレーキ操作など

脳機能

自動車運転に必要な脳機能（認知・予測・判断・操作）を評価して総合的に判断します。

処理速度の検査

道路標識と状況判断の検査

ドライビングシュミレーター

さまざまな道路状況や運転条件下で自動車運転の模擬評価や練習ができます。

6 実車評価

- 近隣の実車評価受け入れ指定自動車教習所
- 総合リハビリテーションセンター
  障害者支援施設　自立生活訓練センター　※改造車あり

代表電話番号 **078-927-2727**

自動車教習所での実車評価

自動車教習指導員

※写真提供：武庫川自動車学園

自立生活訓練センターでの実車評価

自動車教習指導員

改造車

※写真提供：自立生活訓練センター

7 運転免許証自主返納

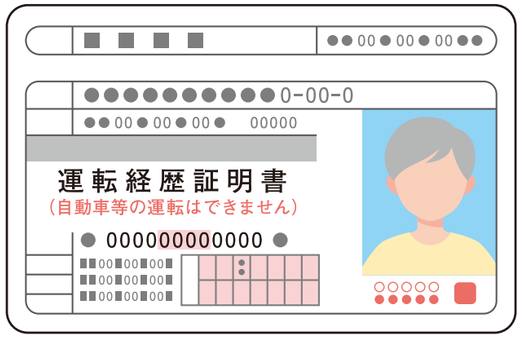

- お住まいの警察署にお問い合わせください。
- 自主返納特典があります。

※詳しくは、兵庫県警察ホームページをご覧ください。

8 車以外の移動手段

公共交通機関・タクシー

市町村で助成制度などあり

自転車

車両扱い

電動四輪車

歩行者扱い

ご家族などの車

※自治体によって移動･買い物支援などがあります。
お住まいの自治体にお問い合わせください。

兵庫県 自動車運転再開支援パンフレット ver.1

作成　一般社団法人 兵庫県作業療法士会 自動車運転支援委員会

坂本 敏行（理事）	株式会社 ジャック
小南 陽平（理事）	宝塚リハビリテーション病院
笹沼 里味（委員長）	伊丹恒生脳神経外科病院脳卒中センター
田内 悠太（副委員長）	兵庫医科大学ささやま医療センター
寺尾 貴子	兵庫県立リハビリテーション中央病院
竹原 崇登	兵庫医科大学ささやま医療センター
芝　貴裕	宝塚リハビリテーション病院
坂本 摩純	伊丹恒生脳神経外科病院脳卒中センター

1刷　2022年3月 発行

※このパンフレットは、兵庫県 令和３年度 地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の助成を受けて作成しています。

※このパンフレットは、兵庫県警察本部交通部運転免許課、総合リハビリテーションセンター障害者支援施設 自立生活訓練センター、武庫川自動車学園にご協力をいただいて作成しました。

お問い合せ先

兵庫県作業療法士会ホームページの
「HOME お問い合わせ」からお問い合わせください。

https://ot-hyogo.or.jp

兵庫県作業療法士会　検索

携帯のカメラでチェック!

一般社団法人
兵庫県作業療法士会

〒665-0835 神戸市長田区細田町5-2-25 ライオンビル東館301号